

事業区分	ご意見・ご質問	事務局からの回答
1. 量の見込みと確保策について	施策実績報告書の2ページの表の見方をもう1度簡単に説明して頂ければと思います。	市内で、教育・保育を必要（希望）する子どもの数とそれを受け入れる施設での人数をクロスさせ、過不足を表しています。 上段の表は、令和2～6年の年度ごとの計画数値から令和2年度を、下段の表は、令和2年度の実績値を表しています。
2-1. 利用者支援事業	新制度に移行した幼稚園があり、子どもの教育・保育を受ける方法の選択肢が増えたことは歓迎されることだと思います。 一方で、ニーズに対する確保量の不足が依然としてあることは懸念材料です。保護者が子どもを預けて働きに出ようとする際の抑止力になりかねません。コロナ禍で家庭収入が減少する世帯も多く見込まれる中、保育のニーズは一層高まることと思われます。ぜひ手を緩めず、確保に努めていただきますよう、お願いいたします	令和2年度4月の待機児童数は、22名。本年度4月は5名でした。 コロナの影響により、申請者が減ったこともあります。認定こども園が認知され希望する家庭が増えたこともひとつの理由であると考えます。 幼稚園の預かり保育についても、更に周知を図ります。
2-1. 利用者支援事業	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦に対する健康診査、乳児家庭全戸訪問事業は、コロナ禍でも工夫して継続支援に努めたことが伝わります。支援側も同じように不安な中、よく続けてくださったと思います。	感染症対策を実施し、安全安心に、ご利用いただけるよう努めました。
2-2. 地域子育て支援拠点事業	特に地域子育て支援拠点事業ほっとスペースや子育て支援センターが親子の居場所になり続けたことで助かった親子も多いと思います。ぜひこれからも門戸を閉ざさず、多くの親子を受け入れてくださるとありがたいです。	感染症対策を実施し、安全安心に、ご利用いただけるよう努めました。
2-4. 乳児家庭全戸訪問事業	「対面にこだわらず」とありますが、方法にとらわれないことはとても良いし、必要なことだと思います。またラインが多く使われている中、「電話」を使っているのもよいと思いました。人の声を聴くことは大きな安心につながり、支援者も相談者の声の様子からも判断ができる場面もあるのではないかと思います。	コロナ禍の中で、双方が安全安心に、お子さんやご家族のご様子を伺えるよう努めました。
2-5. 養育支援訪問事業	令和2年度の子ども・子育て会議における意見・質問にもあったように、支援が必要にもかかわらず相談しにくい家庭もあるかと懸念します。	平成27年度から実績はありません。 しかし、本年度から「子ども相談室」を「子ども家庭総合拠点」として、相談に限らず支援に関して

事業区分	ご意見・ご質問	事務局からの回答
2-5. 養育支援訪問事業	「令和2年度対象となる事例が無かったため、実績なし」は間違いではないでしょうか。	も、機能の強化を図っています。 今後、この中で、本事業の活用も検討したいと思います。
2-6. 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	関連ですが、逗子市では保護者等がコロナに罹患した場合の支援体制はどうなっているのですか？	小さいお子さんがいる保護者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、保健所による入院等があった場合、保健所が対応し、保護施設へ入所することになります。
2-6. 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	子育て短期支援事業（ショートステイ）に関して、現在は児童相談所の一時保護等で対応していますが、「今後の必要性に応じて」とありますが、そのニーズをどのように把握していくのでしょうか。また、児童養護施設は2歳以上になります。乳児のショートステイ等のニーズが発生があれば、市としてどう対応していく考えなのでしょうか？ 乳幼児の養育支援として、レスパイトとしてのショートステイ事業があると、虐待予防の観点からとても有効な事業のような気がします。	本年度から「子ども相談室」を「子ども家庭総合拠点」として、相談に限らず支援に関しても、機能の強化を図っています。 今後、この中で、本事業の活用も検討したいと思います。
2-7. 子育て援助活動支援事業 (就学後)	コロナの影響で相互援助の利用者が大幅に減少しているとありますが、相互のマッチングの問題等もあるのではないのでしょうか。安心して児童を預けることができる工夫があると良いと思います。	依頼会員数と支援会員数の乖離が大きく、ニーズが合致しないジレンマがあります。 現在、新型コロナウイルス感染症により新規支援会員の募集を停止していることもあり、早期に再開できるよう努めたいと思います。
2-8. 一時預かり事業	③2年度の実施状況・反省点・問題点などに、「幼稚園に通わせながらも保護者が就労等ができるようになったが2号認定でも保育園と同等の利用者は少なく、量の見込みを大幅に下回った」と、ありますが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により預かり保育が利用できない期間があった、預かり保育の定員が通常よりも少ない人数であった、などの原因があるのではないのでしょうか？ 実際の状況を、各幼稚園に確認するなど、実態を調査した上で、今後の施策を検討していただきたいです。	新型コロナウイルス感染症により、幼稚園の休園期間があったこともありますが、幼稚園の預かり保育の制度を知らない保護者が多いのではないかと考えます。
2-8. 一時預かり事業	一時預かり事業（預かり保育）で、「量の見込みを大幅に下回った」とあるのが気になりました。在園児対象型を除く事業の③実施状況にあるように、コロナ禍の影響もあるでしょうが、実際のニーズと体制とがマッチしていない面もあるのでは。せつかくの受け皿を活用できない（しない）のはもったいないので、原因を探り、改善できるのであれば、していただきたい。	令和3年度は、制度の周知を図ります。

事業区分	ご意見・ご質問	事務局からの回答
2-10. 病児保育事業・子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）	逗子市ではファミリーサポート事業の中で行われているので、やむをえないと思いますが、病院で対応している他市での状況はどうなっていますか？	鎌倉市に病児・病後児保育事業の状況をお伺いしたところ、令和元年度が約800人の利用であったものが、令和2年度は約250人程度で、前年比70%減とのことでした。
2-11. 放課後児童クラブ事業	高学年児童数が減少しているのは、低学年児童が増加し、受け入れきれない状況のためです。待機児童だけではなく、あきらめてしまっている家庭も多くいるのではないのでしょうか？補助型クラブで送迎サービスをして、他地域の子供たちの受け入れ先にはなりえないと思います。いみじくもコロナの影響でふれスクでは昼食が取れず、学童保育との違いが明確になっています。また、延長保育事業で「都内からの転入者が増加」と書かれています。今後も保育・学童保育を必要とする家庭の増加が見込まれるのではないのでしょうか？	各クラブの状況を把握し、次年度に向けて待機児童対策を考えていきます。
	新たな5か年計画の初年度にコロナ禍に見舞われた格好になりましたが、ニーズ調査を踏まえた数値目標を設定するなど、よりきめ細かく、実効性のある施策にしようという姿勢が感じられます。	
	令和2年度はすべての人にとって初めての体験となりました。 市役所の皆様もいろいろなことに心砕かれながら、施策を進めていただきありがとうございました。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
	コロナ禍で、特に子育て中の方は大きな不安を感じていることと思います。今回の資料を読みながら、リモートワーク、行動の自粛など孤立しがちな状況の中、相談しやすい環境づくりはとても大切なことだとつくづく感じました。	

保育の利用調整基準の改訂案（令和4年度入所用）

改訂要旨

「多子世帯の負担の軽減をはかり、真に保育が必要な人のために点数を改訂」

基本点数

F 保護者の疾病、障がい

疾病と障がいを区分け

入院（1カ月未満）削除

入院、自宅療養、通院：三段階にした

心身の障がい：等級により区分け

G 介護・看護

入院、自宅ともに時間による点数を設けた

H 就学

64時間以上とし点数を20点とした

I 災害復旧

必要な時間数による点数を設けた

調整点数（見出しをつけ、分類をした）

* 就労状況

ウ、エ就労時間により差を設けた

* 世帯状況

ク両親のどちらかが不在に対し加点 1点

* きょうだいの状況

スきょうだいと同じ園に通えるよう加点 30点

セ多胎児に対し加点 1点

ソ多子世帯（小3以下・3人以上）に加点を新設 1点

* 施設の利用状況

テ育児休業で退園し復職時に加点を新設 30点

* その他

ニ辞退者へ減点を新設 △10点

ヌ福祉的観点で加点を新設 個別判断

・待機加点を削除（待機中に内定がほぼ出せるようになったので不要）

基本点数 (保護者一人につき、下記のいずれか一つのみ該当)

要件類型			保護者の常態	点数	
				父	母
A	居宅外労働	主に通勤を伴う ①被雇用者（雇用形態を問わない） ②自営業者	1週 35 時間以上	50	50
			1週 30 時間以上	45	45
			1週 25 時間以上	40	40
			1週 16 時間以上	35	35
B	居宅内労働	主に居宅を職場とする ①被雇用者（同上） ②自営業者（就労時間の規定がある場合のみ）	1週 35 時間以上	45	45
			1週 30 時間以上	40	40
			1週 25 時間以上	35	35
			1週 16 時間以上	30	30
		内職	1週 16 時間以上	20	20
C	内定	就労内定（居宅内での就労内定は 5 点減点）	1週 35 時間以上	35	35
			1週 30 時間以上	30	30
			1週 25 時間以上	25	25
			1週 16 時間以上	20	20
D	求職中		入所後週 16 時間以上の求職活動、開業準備をする場合	10	10
E	出産		出産のため保育にあたれない場合		35
F	保護者の 疾病、 障がい	入院・自宅療養	入院（1 月以上）、常時臥床	50	50
		通院	通院・加療で常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合	30	30
			通院・加療で保育が必要な場合	10	10
		心身障がい	重度	身体障害者手帳（1・2 級）、療育手帳（A1・A2）、精神障害者保健福祉手帳（1・2 級）の交付を受けていて、保育が常時必要な場合	50
中度	身体障害者手帳（3・4 級）、療育手帳（B1・B2）、精神障害者保健福祉手帳（3 級）の交付を受けていて、保育が必要な場合		45	45	
G	介護・看護	入院	介護又は看護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用	35~50	35~50
		自宅	介護又は看護に要する時間を基に、居宅内労働の基準を準用	30~45	30~45
H	就学		就職に必要な技能習得のために月に 64 時間以上職業訓練校、専門学校、大学等に通っている場合	20	20
I	災害復旧		災害の復旧に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用	35~50	35~50

調整点数

就 労 状 況		
ア	産休・育休明けの復職	10
イ	法定の育休期間中に育休を取らずに既に復職している場合（0,1 歳児クラスまで）	10
ウ	保護者が市内認可保育施設、幼稚園等で、1日6時間以上かつ月20日以上保育業務に従事（内定）している場合	20
エ	保護者が市内認可保育施設、幼稚園等で、月64時間以上保育業務に従事（内定）している場合	10
オ	親族が経営する事業所で就労している場合	△10
世 帯 状 況		
カ	ひとり親家庭	90
キ	生活保護世帯	10
ク	保護者のどちらかが長期入院や単身赴任等で昼夜問わずに不在が6月以上見込まれる場合	1
ケ	65歳未満の保育可能な直系尊属（祖父母等）と同居している場合	△20
コ	市外居住者（転入が確定している者、市内認可保育施設等に就労（内定）している者を除く）	△100
きょうだいの状況		
サ	既に同じ保育施設にきょうだいが入所している場合	10
シ	きょうだい同時に同一の保育施設に申し込む場合	11
ス	きょうだいが別園に在園していて、どちらか一方の保育施設にそろえるための転園	30
セ	双子以上の多胎児が同一の保育施設に同時に申し込む場合	1
ソ	同居の小学校第3学年までの児童が3人以上の世帯（申し込み児童含む）	1
施設の利用状況		
タ	小規模保育施設・家庭的保育施設の卒園児	20
チ	市内認可保育施設を希望したが入所できず、市が定める就労・疾病要件等で、認可外保育施設を週3日以上かつ1日4時間以上かつ週16時間以上利用している場合（市外在住者を除く）	1
ツ	転入者が市内認可保育施設を希望したが入所できず、かつ、転入前の保育施設等に引き続き入所している場合	5
テ	育児休業に伴う入園継続制度を利用可能な児童が、当該制度を利用せずに、産後休暇期間終了日が属する月の月末までに退園し、復職のためにきょうだい同時に同じ認可保育施設の利用を希望した場合	30
そ の 他		
ト	子どもが障がい有る場合（集団保育が可能な場合に限る）	5
ナ	在園、卒園児にかかわらず3か月以上の保育料・副食費の滞納がある場合	△50
ニ	内定を辞退したことがある	△10
ヌ	児童虐待のおそれがあるなど、児童相談所等により児童福祉の観点から明らかに保育の必要性が認められる場合	個別判断